

■調査日／平成25年3月22日(金)～12月9日(月)
■調査事項／議会基本条例の制定及び関連して検討すべき事項について調査すること

彦 掛 角
繁 村 西
全 員 議 員
長 西 村
員 員
委 員
副 委

本委員会は、25年3月22日に設置され、特別委員会を30回、自治基本条例など他規程との整合性を調査するために設置した自治基本条例等調査小委員会を12回開催し、継続的に調査・研究を行った結果について報告します。

滝沢市議会がめざす議会基本条例

わかりやすい議会、参加しなくなる議会、住民自治日本一に相応しい議会です。

市民との関係

- 情報が公開され、会議も公開され、市民の声が届きやすい議会をめざします。
○参考人制度や公聴会制度を積極的に活用していくとともに、請願、陳情は市民の政策提言と位置付けて耳を傾けます。
○市民議会、議会報告会、市民懇談会、政策討論会などの意見交換の場を仕組みとしてつくりま

議会内部の関係

- 委員会は、専門性を重視する部門別委員会と多様性を考慮した横断型委員会を設置します。横断型委員会としては予算決算常任委員会と広聴広報常任委員会を想定しています。
○委員会相互の調整のため委員会調整会議や会派代表者会議もすでに設置しています。
○議員研修を充実し、会派に加えて議員連盟の結成等も認めて滝沢らしさを議会活動に反映させていきます。
○自由討議については、これまでの議会は、執行機

総務教育常任委員会 調査報告

■調査日／平成25年10月11日(金) 11月5日(火) 11月6日(水) 11月14日(木)～15日(金)

■調査事項／学力向上対策について 滝沢村教育委員会事務局、秋田県大館市、青森県青森市教育庁、青森県三戸郡三戸町 自治基本条例について 滝沢村企画総務部市制準備室

見 哲 清 仁 平 子 寿
猛 田 原 谷 内 藤 澄
武 田 川 山 長 佐 高
長 員
員 員
委 員
副 委

学力向上対策について

滝沢村は学力向上に向けて、アクションプランによる、学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図っています。そこで、更なる学力向上をめざして、先進地の取り組み状況を調査した結果について報告します。

秋田県大館市の取り組み

- 県と市の教育委員会の連携の強化
○地域社会存続の未来戦略として、ふるさとキャリア教育の推進
○0歳から18歳までの縦の連携、学校と実社会との横の連携を重視した取り組み
○学力調査の結果分析と回復指導の徹底

青森県の教育委員会、社会教育センターの取り組み

- 県独自の「学習状況調査」の実施と実施報告書の作成
○全国学力・学習状況調査の結果を受けて「今後の対策」の作成と県内小中学校へ配布し授業改善に活用
○学校、家庭、地域の連携を重視した「青森県教育支援プラットフォーム事業」の展開
○センターの教育支援活動の充実：教員のための学校・家庭・地域連携講座等の開催

青森県三戸町の取り組み

- 小中一貫教育の独自計画による展開
○学習コーチ、不登校ケア、不登校予防、中学校

行政との関係

- 市民目線で政策提言できる議会をめざします。
○反問権を設定し、市長等が議員の質問に対して、論点や争点を明確にするため反問することができるとします。この反問権は質問の内容を確認するだけにとどまらず、反論を含む逆質問を想定しています。
○全ての会議に出席する市長や他の説明員を最小限にとどめ、市民サービスの向上に努めます。

入学前ガイダンスの実施

- 視察から捉える学力向上へのポイント
○学校や地域課題に正面から取り組む独自の教育展開
○学校、教育委員会、地域の「連携」を重視し、「町が子どもを守る」という大人のゆるぎない姿勢と仕組みづくり

自治基本条例について

- 12月議会への提案に合わせて予備調査を行いました。調査の中では、策定過程について条例と市民憲章のあり方について、議会基本条例との関係のあり方についてなどさまざまな意見が出ました。その委員の意見について列記します。

- ① 全自治会を対象に村政懇談会を開催し、制定の目的と内容の住民周知に努めているが全員には周知されていません。新市移行後の4月より施行の予定だが、制定の意味をどれだけの住民が理解しているのか疑問がある。
② 住民自治日本一のスローガンはわかりにくいので変更すべきである。例えば「福祉の日本一をめざします」「子どもが楽しく成長する市をめざします」などです。今のままでは市になっても誇れるものではありません。
③ 住民自治日本一をめざしての、制定はとて

開への質問と応答の場になっていました。今後結論を出す場合は、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任をはたします。
○災害時等においてはその対応を市長等に全て任せておくのではなく、議会としてもできることとして、事前に議会が講じるべき対策と、実際に災害等の不測の事態が発生した時に議会が取るべき行動等を明確にします。

○継続した議会改革を行っていくため、政策立案、立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施することとし、議会改革推進会議を設置します。

以上、議会基本条例を作るだけでなく、これを実行する議会となるよう提言し報告と致します。

意義深く住民の声が多く反映されることが望ましいと考えます。

- ④ 住民自治に関する定義がなされぬまま住民自治日本一を唱えていることなど、市民に優しくない表現が多い。住民自治と団体自治の2つを要素とする「地方自治の本旨」は、住民自治の普遍の原則を定めているとしている本村の自治基本条例とは法的根拠が異なると思われる。

⑤ 基本的にはたきざわ未来創造会議及び村が練り上げてきたものと認識している。議会に関する章についてはこれから更に、未来創造会議及び村と議会が詰めていけばいいと考えられる。そのためには、それぞれの条例の付き合わせを行えばかけ離れたものにはならないと考え、さらに精査し作り上げればいいと考える。

⑥ 自治基本条例と議会基本条例は、並列の立場で進めているもので、自治基本条例の下に分化するものではなく、議会としての独立性を持って行政・住民との良好な関係がなされるものと考えられる。他の自治体ではそうっていない例もあるようだが、本村の場合は議会と行政が同時並行で策定されており、そのような例と違うという点を記すべきと考えられる。